

議案第49号

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例

つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「又は」の次に「指定給水装置工事事業者（」を加え、「（以下「指定給水装置工事事業者」と」を「を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「他の水道事業者等」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、他の水道事業者等が施行することができる。

第6条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「前項の規定により給水装置工事を施行する者（管理者を除く。以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」に改める。

第7条第2項及び第32条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置

工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

災害その他非常の場合において、他市町村の水道事業者が指定した給水装置工事事業者がつくば市内の給水装置工事を行うことができるようにするため、この条例案を提出するものである。

つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）新旧対照表

改正後	改正前
第１条―第５条　（略） （工事の施行）	第１条―第５条　（略） （工事の施行）
第６条　給水装置工事は、管理者又は <u>指定給水装置工事事業者</u> （管理者が法第16条の２第１項の指定をした者を_____いう。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第３条第５項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の２第１項の指定をした者（以下「他の水道事業者等」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、他の水道事業者等が施行することができる。</u>	第６条　給水装置工事は、管理者又は_____管理者が法第16条の２第１項の指定をした者（以下「 <u>指定給水装置工事事業者</u> 」という。）が施行する。
２ <u>前項の規定により給水装置工事を施行する者（管理者を除く。以下「指定給水装置工事事業者等」という。）</u> は、給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。	２ <u>指定給水装置工事事業者</u> _____は、給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。
（給水管及び給水用具の指定）	（給水管及び給水用具の指定）
第７条　（略）	第７条　（略）
２　管理者は、 <u>指定給水装置工事事業者等</u> に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。	２　管理者は、 <u>指定給水装置工事事業者</u> に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
３　（略）	３　（略）
第８条―第３１条　（略） （給水装置の基準違反に対する措置）	第８条―第３１条　（略） （給水装置の基準違反に対する措置）
第３２条　（略）	第３２条　（略）

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者等の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

第33条 (以下略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

第33条 (以下略)

議案第 49 号

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市上下水道局上下水道業務課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

令和 7 年 4 月 22 日付国水第 29 号の国交省通知により、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において、指定給水装置工事事業者が不足したことにより給水装置の復旧が遅れることになったことから、災害等において管理者が必要と認めるときは、他の水道事業者の指定を受けた指定給水装置工事事業者であっても、給水装置の修繕等の工事を行うことができることとするもの

○ 他自治体の状況等

水戸市、土浦市は今年度中の改正を予定

○ 上位計画又は関連計画等

【国交省通知】災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（通知）

○ 根拠法令及び関係法令等

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

他事業体の指定給水装置工事事業者が、災害時に給水装置の工事を実施することができるようにすることで、早期の災害復旧に資する。